

第 1 回 P I 外環沿線協議会

日時：平成 1 4 年 6 月 5 日（水）
午後 7 時～ 9 時
場所：都庁第一本庁舎 5 F
大会議場

主な内容

出席者紹介

規約（案）について

住民関係者からの意見等

第 2 回沿線協議会の日程等について

その他

< 配布資料 >

資料 - 1

P I 外環沿線協議会 規約（案）

資料 - 2

外環ジャーナルNo.1～No.7

資料 - 3

みなさんの声

資料 - 4

東京環状道路有識者委員会 第一次提言

PI外環沿線協議会 規約（案）

【名称について】

（１）本会は、「PI外環沿線協議会」（以下「沿線協議会」という）と称する。

【趣旨について】

（２）この規約は、沿線協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

【目的について】

（３）沿線協議会は、東京外かく環状道路（関越道～東名高速）（以下「外環」という）について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞き計画づくりに反映するため、パブリック・インボルブメント（PI）方式で話し合うことを目的とする。

【位置づけについて】

（４）沿線協議会は、結論を出すことを目的とするのではなく、沿線7区市の関係者、地元自治体、国土交通省、東京都の話し合いの場とする。

【話し合い内容について】

（５）沿線協議会は、外環計画の必要性の有無（効果と影響）及び、外環計画の内容、その他の必要な事項について話し合いを行う。

【構成について】

（６）沿線協議会は、関係者、地元自治体、国土交通省、東京都をもって構成し、構成員は別紙1の通りとする。

【構成員の任期について】

（７）構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

【事務局について】

（８）沿線協議会の事務局は、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。

【沿線協議会の運営について】

（９）沿線協議会には、進行役を置く。
沿線協議会の運営に関して、その他必要な事項は、別途運営細則を定める。

【沿線協議会の公開について】

（１０）沿線協議会は、公開するものとする。

【補則について】

（１１）この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、沿線協議会に諮り定める。

附 則 この規約は平成14年 月 日から施行する。

P I 外環沿線協議会 構成員名簿

関係者(敬称略)

練馬区在住	須山直哉
練馬区在住	武田佳登
練馬区在住	湯山茂
杉並区在住	宿澤藤子
杉並区在住	本橋又藏
武蔵野市在住	濱本勇三
武蔵野市在住	村田あが
三鷹市在住	川瀬春吉
三鷹市在住	新守一
三鷹市在住	米津鐵雄
調布市在住	川原主計
調布市在住	小林充夫
調布市在住	渡辺俊明
狛江市在住	石井一成
狛江市在住	佐藤和子
世田谷区在住	秋山光男
世田谷区在住	江崎美枝子
世田谷区在住	栗林勝彦

五十音順

地元自治体

練馬区都市整備部長	水上英昭
杉並区都市整備部長	倉田征壽
武蔵野市都市整備部長	伊藤隆造
三鷹市都市整備部長	柴田直樹
調布市都市整備部長	鈴木忠
狛江市都市建設部長	大貫浩司
世田谷区建設・住宅部長	栗下孝

国土交通省・東京都

国土交通省 関東地方整備局 道路企画官	大寺伸幸
国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状道路調査事務所長	伊勢田敏
東京都 都市計画局 外かく環状道路担当部長	成田隆一
東京都 都市計画局 外かく環状道路担当課長	石橋隆

第1回PI外環沿線協議会概要メモ

1. 日時：平成14年6月5日(水) 午後7時00分～9時15分
2. 会場：東京都庁第一庁舎5階 大会議場
3. 一般傍聴者数：約30名



4. 主な意見：

1) 規約(案)について

規約(案)と「PI外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」の関係について明確にすべき。

規約(案)の目的が「計画づくりに反映するため」となっているが、必要性の有無から話し合うことが目的でないのか。

事務局を第三者(コンサルタント、NGO、NPO等)に任せるべき。

2) 住民関係者からの意見等

住民関係者16名(欠席2名)が発言

PI外環協議会（仮称）設立に向けた確認内容

東京外かく環状道路（関越道～東名高速）（以下、「外環」という）計画に関する話し合いの場としてPI外環協議会（仮称）（以下、「協議会」という）設立に向けて、これまで準備会では9回の会合を重ね検討してきた結果、以下の様に議論のとりまとめを行い協議会の運営に生かしていくものとする。

1. 基本認識

- (1) 原点について
 - ・外環の計画については、これまでの経緯を十分に踏まえて、実質的には、現在の都市計画を棚上げにし昭和41年都市計画決定以前の原点に立ち戻って、計画の必要性から議論をする。
- (2) 必要性の有無（効果と影響）について
 - ・必要性の議論については、計画ありきではなくて、もう一度原点に立ち戻って、計画の必要性から検討する。
 - ・協議内容を結ぶ場ではないが、公開して進めるので、より多くの人にその議論の内容を知ってもらうことに意義がある。
 - ・このため、協議会での必要性の議論は、その後の計画の検討をどのようにしていくかということに重大な影響を与えるものと考えられ、社会的にそれを無視することは難しいと考える。
 - ・協議会での議論やその他の幅広い意見を踏まえ、様々なプロセスの中で外環計画の意義について、社会全体で検討するものとする。
 - ・その中には、上位計画における議論も含んでおり、そのプロセスを経た結果、社会全体として外環計画の意義がないとの社会的判断がされれば、事実上計画を休止することもあり得る。

2. 協議会の基本的な考え方

- (1) 目的
 - ・協議会は、外環について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞き計画づくりに反映するため、パブリック・インボルブメント（PI）方式で話し合うことを目的とする。
- (2) 位置づけ
 - ・協議会は、沿線7区市の関係者代表と国・都の話し合いの場とする。また、この協議会他、沿線7区市の各地域における個別説明会やオープンハウスなどで幅広い意見を十分に把握する。さらに、東京圏の関係者に、ヒアリングをするなど、広域の意見の把握に努める。これらの把握した意見については、相互に共有し尊重するよう努める。
 - ・外環についてPI方式で話し合いを進めていくにあたっては、将来のルール化にも生かせるPIの模範となるよう努める。
 - ・協議会は、適切な頻度で開催するものとし、必要な限り話し合い民主的に運営する。
 - ・協議会においては、構成員が対等の立場で話し合いができるよう、国及び都は就任依頼の方策について検討する。
- (3) 話し合い内容
 - ・まず、必要性の有無（効果と影響）について議論する。
 - ・必要なデータ・資料等は、提示することとし、もし提示できない場合は、その理由を明確にする。

<効果と影響>

 - ・首都圏における自動車交通について
 - ・外環を整備する場合の効果
 - ・環境面での効果、地域交通への効果、渋滞の緩和、広域交通の利便性の向上
 - ・費用対効果
 - ・環境に与える影響
 - ・大気への影響（換気塔周辺、JCTやIC周辺）、騒音、振動の影響（JCTやIC周辺）、地下水に与える影響
 - ・生活に与える影響
 - ・地域分断、移転の影響、JCTやIC周辺の交通集中
- (4) 構成
 - ・構成は以下の通りとする。
 - 関係者代表
 - ・外環沿線の7区市（練馬区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で、外環計画に関する活動をしている方（賛成、反対は問わない）
 - 人数

・関係者代表	14名程度
（7区市の推薦	若干名
・国、都の推薦	
・7区市の担当者	7名
・国、都の担当者	4名
計	25～30名程度

P I 外環沿線協議会 規約 (案)

【名称について】

(1) 本会は、「P I 外環沿線協議会」(以下「沿線協議会」という)と称する。

【趣旨について】

(2) この規約は、^{「PI外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」を踏まえ、}沿線協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

【目的について】

(3) 沿線協議会は、東京外かく環状道路(関越道～東名高速)(以下「外環」という)について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞き計画づくりに反映するため、パブリック・インボルブメント(P I)*方式で話し合うことを目的とする。

【位置づけについて】

(4) 沿線協議会は、結論を出すことを目的とするのではなく、沿線7区市の関係者、地元自治体、国土交通省、東京都の話し合いの場とする。

【話し合い内容について】

(5) 沿線協議会は、外環計画の必要性の有無(効果と影響)及び、外環計画の内容、その他の必要な事項について話し合いを行う。

【構成について】

(6) 沿線協議会は、関係者、地元自治体、国土交通省、東京都をもって構成し、構成員は別紙1の通りとする。

【構成員の任期について】

(7) 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

【事務局について】

(8) 沿線協議会の事務局は、^{当面}国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。

【沿線協議会の運営について】

(9) ①沿線協議会には、進行役を置く。
②沿線協議会の運営に関して、その他必要な事項は、別途運営細則を定める。

【沿線協議会の公開について】

(10) 沿線協議会は、公開するものとする。

【補則について】

(11) この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、沿線協議会に諮り定める。

附 則 この規約は平成14年6月5日から施行する。

外環沿線協議会関連新聞記事

東京新聞（武蔵野版）	H 1 4 . 6 . 1（土）	朝刊	2 9 面
産経新聞（武蔵野版）	H 1 4 . 6 . 1（土）	朝刊	2 8 面
日経新聞（首都圏経済版）	H 1 4 . 6 . 1（土）	朝刊	2 9 面
産経新聞（東京版）	H 1 4 . 6 . 1（土）	朝刊	2 8 面
読売新聞	H 1 4 . 6 . 2（日）	朝刊	3 5 面
東京新聞（東京版）	H 1 4 . 6 . 2（日）	朝刊	2 9 面
日刊建設産業新聞	H 1 4 . 6 . 3（月）	8 面	
日刊建設工業新聞	H 1 4 . 6 . 3（月）	4 面	
建設通信新聞	H 1 4 . 6 . 3（月）	3 面	
朝日新聞	H 1 4 . 6 . 6（木）	朝刊	3 4 面
日経新聞（首都圏経済版）	H 1 4 . 6 . 6（木）	朝刊	2 9 面
産経新聞（東京版）	H 1 4 . 6 . 6（木）	朝刊	2 7 面
毎日新聞	H 1 4 . 6 . 6（木）	朝刊	2 2 面
建設通信新聞	H 1 4 . 6 . 7（金）	3 面	
日刊建設産業新聞	H 1 4 . 6 . 7（金）	8 面	
建設工業新聞	H 1 4 . 6 . 7（金）	2 面	
建通新聞	H 1 4 . 6 . 7（金）	1 面	